

## 第4回宇都宮市景観審議会議事録

平成23年2月4日

午後1:30～

市民プラザ会議室

### 出席委員

1号委員（学識経験者）

藤本信義会長，赤羽薫委員，小花伸子委員，岡田義治委員，  
上田由美子委員，梶原良成委員

2号委員（関係団体代表）

岡田豊子委員，増淵薫委員，橋本理委員，渡辺政行委員

3号委員（関係行政機関）

藤本幸司委員（代理：大里弘人），井澤清二委員  
杉山良治委員（代理：國見勝彦）

（計13名）

### 欠席委員

1号委員（学識経験者）山島哲夫委員

2号委員（関係団体代表）高梨道太郎委員

（計2名）

### 出席幹事

栗田健一幹事，田辺義博幹事（2名）

### 事務局

田嶋実書記，松野昇一書記，森田浩書記，松井義幸書記，  
坂井操書記，磯奈央美書記，黒澤広幸書記

（7名）

## <1. 開会>

書記 では、只今から、「第4回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

## <2. 現地調査>

書記 本日の審議内容は、大通り池上町地区における景観形成重点地区の指定に係る内容でありますので、藤本会長のご提案により、審議に入る前に、現地調査を行いたいと考えております。

行程としましては、こちらの表参道スクエアからバンバ広場に出てくださいまして、池上町地区がございませう西方面に大通り北側を進んでいただき、池上町交差点の横断歩道を渡りまして、折り返し、大通り南側を進んでいただきまして、こちらに戻ってくるコースで予定しております。

池上町地区では、老朽化したアーケードの撤去を行い、暖色系の色彩や、レトロ調のデザインなどで統一したファサード整備を実施しておりますので、ご覧いただければと思います。

現地調査の時間につきましては、概ね1時間を予定しており、戻りましたら休憩を挟んで、午後3時から審議を始める予定でございませうので、よろしくお願ひします。

書記 では、出発いたしますので、よろしくお願ひします。

### 【現地調査】

## <3. 部長あいさつ>

書記 現地調査の方、お疲れさまでした。

では、引き続き「第4回宇都宮市景観審議会」を再開いたします。はじめに、都市整備部長より、ごあいさつ申し上げます。

栗田幹事

お疲れさまでした。都市整備部長の栗田です。

今日は第4回ということですが、景観審議会と屋外広告物審議会が統合されて初めての委員会ということでございませうので、引き続きよろしくお願ひいたします。

若干、宇都宮市の動きをご紹介させていただきます。

大通りににつきましては、再開発が活発に行われようとしてお

ります。宇都宮シティタワーにつきましては1月にオープンいたしまして、165戸を予定しているところで、現在140戸が販売されていますが、130戸弱既に売却済みということで、非常に好評であります。

また、馬場地区につきましては、新聞報道等にて図書館の誘致という話がありますが、こちらについても動きがありまして、権利者の権利調整に時間は要するものと思われませんが、都市計画決定に向けて取組みを進めております。

また、大手地区についても再開発の動きがございまして、まだ具体的に固まってはおりませんが、概ね、来年度には都市計画決定が出来るのではないかと考えております。

特に、今回は、1.6kmワンマイルを景観形成重点地区に指定しようとしているところですが、池上町地区が地元の方も重点地区に向けて協力が得られるということで、今般、本審議会にお諮りしているところでございます。

この1.6kmにつきましては、各交差点ごとに5ブロックに分けまして、地元と意見交換を行っておりますが、看板等の取り扱いについて権利者のご意向もありまして、なかなか、まとまらないという状況にございます。ただ、これらについても、引き続き、働きかけをしていきまして、重点地区指定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆さまには、引き続き、よろしくお願ひしたいと思っております。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

## <資料確認>

書記

ありがとうございました。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。

書記

先日、送付いたしました、

- ・第4回宇都宮市景観審議会次第
- ・宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・諮問事項1「宇都宮市景観計画の変更(案)について」
- ・資料1「景観形成重点地区の指定に伴う宇都宮市景観計画の変更(案)について」A3版
- ・資料2「宇都宮市景観計画変更(案)」冊子
- ・参考資料1「景観形成重点地区の規制の仕組み」
- ・関係資料「宇都宮市景観審議会関係資料」

となります。

また、本日の配布資料といたしまして、

- ・参考資料2「景観重要公共施設に関する栃木県の同意書」
- ・報告資料1「景観審議会と屋外広告物審議会の統合について」
- ・報告資料2「景観形成重点地区の指定に向けた取組みについて（白沢地区）」

となります。

以上不足しているものがありましたら、お知らせください。  
よろしいでしょうか。

#### <4. 委員紹介>

##### 書記

今回は、景観審議会と屋外広告物審議会の統合後、初めての審議会となります。

ここで、改めまして、委員の皆様のご紹介と、幹事・事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元の「宇都宮市景観審議会委員名簿」をご覧ください。

はじめに、委員の皆様をご紹介いたしますので、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

第1号委員として、学識経験者のお立場でご出席いただいております

藤本 信義（ふじもと のぶよし）委員です。

同じく、岡田 義治（おかだ よしはる）委員です。

同じく、赤羽 薫（あかばね かおる）委員です。

同じく、上田 由美子（うえだ ゆみこ）委員です。

同じく、梶原 良成（かじはら よしなり）委員です。

同じく、小花 伸子（こはな のぶこ）委員です。

次に、第2号委員として、関係団体からご出席いただいております、岡田 豊子（おかだ とよこ）委員です。

同じく、橋本 理（はしもと ただし）委員です。

同じく、渡辺 政行（わたなべ まさゆき）委員です。

次に、第3号委員として、関係行政機関からご出席いただいております、

藤本 幸司（ふじもと こうじ）委員の代理としまして

大里 弘人（おおさと ひろと）委員です。

同じく、井澤 清二（いざわ きよじ）委員です。

同じく、

杉山 良治（すぎやま りょうじ）委員の代理としまして  
國見 勝彦（くにみ かつひこ）委員です。

委員の皆様方には、今後何かとお世話になりますが、よろしく  
お願い申し上げます。

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

**<幹事及び  
事務局紹介>**

書記

まず、幹事の紹介をいたします。  
都市整備部長の栗田です。  
都市計画課長の田辺です。  
続きまして、書記の紹介をいたします。  
都市計画課長補佐の 田嶋（たじま）です。  
都市計画グループ係長の松野です。  
都市景観グループ総括主査の松井です。  
都市景観グループ主任の坂井です。  
都市景観グループ主任主事の磯です。  
都市景観グループ技師の黒澤です。  
最後に私、都市景観グループ係長の森田です。  
よろしく申し上げます。

**<定足数報告>**

書記

ここで、事務局より本会の成立についてご報告いたします。

書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は12名でございます。  
これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます  
『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たし  
ておりますので、会議の成立をご報告いたします。

書記

事務局の説明のとおり、本会議は成立しておりますので、た  
だいまから議事に入ります。

**<会議の公開>**

書記

まず、本審議会の「公開」についてですが、本日の議案は、  
個人情報等を扱う案件ではないため、公開としてよろしいでし  
ょうか。

各委員 異議なし

書記 本日の議事については「公開」といたします。

**<傍聴者有無>**

書記 続きまして、事務局より本日の傍聴定員の報告をいたします。

書記 本日、傍聴者はありません。

**<5. 議事>**

書記 それでは、早速「6. 議事」に入らせていただきます。  
本日の会議でございますが、宇都宮市景観条例施行規則第3条により『会議は会長が議長となる。』こととなっております。  
それでは、藤本会長お願いいたします。

**<議事録**

**署名委員指名>**

藤本会長

現地調査の方、大変、ご苦労様でございました。  
それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、梶原良成委員と岡田豊子委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

**<審議>**

藤本会長

それでは、議事に入ります。  
まず、事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それでは、諮問事項(1)「宇都宮市景観計画の変更(案)について」ご説明いたします。

それでは、景観形成重点地区(大通り池上町地区)の素案、及び広告物景観形成地区(大通り池上町地区)の素案につきまして、ご説明いたします。

まず、素案の説明に入る前に、景観形成重点地区の規制の仕組みについて、あらかじめ、説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。

「1 概要」ですが、  
景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針や色彩、デザイン、緑化などのルールを定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、市全域が景観計画の区域となっておりますが、その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として指定する取組みを進めております。こちらの第1号として「宇都宮駅東口地区」を指定し、平成20年10月から施行しております。

また、住民の発意により「地域の住民自ら積極的に景観づくりを取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し地域の景観づくりを支援しております。こちらは、「中里原地区」を指定し、平成22年1月から施行にております。

次に、「景観形成重点地区の特徴」ですが、  
「3 一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧ください。

1点目の特徴は届出対象規模についてですが、全ての建築物等が届出対象となることで、きめ細やかな景観形成が図れることです。

2点目の特徴は届出・審査の流れについてですが、不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、変更命令等を行うことができるようになります。さらに、変更命令等に従わない場合には、罰則を適用することができるため、良好な景観を保持することができます。

3点目の特徴は助成制度についてですが、景観計画に適合する修景工事に対する助成制度がございます。

以上で、景観形成重点地区の規制の仕組みについての説明を終わります。

では、議案の説明をさせていただきます。諮問事項1をご覧ください。

議案は、「宇都宮市景観計画の変更案」についてでございます。

まず、本日の審議会の趣旨ですが、宇都宮市景観計画の変更案について諮問するもので、変更の内容としては、次の3点になります。

- 1 点目は、景観形成重点地区の指定について
  - 2 点目は、広告物景観形成地区の指定について
  - 3 点目は、景観重要公共施設の位置付けについて
- でございます。

次に、「1 変更の理由」でございますが、

今回、景観形成重点地区等の指定を予定しております大通りは、県都・宇都宮を代表する目抜き通りとして、宇都宮の個性を活かした50万都市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成が求められる重要な空間であります。

このような景観を実現するため、大通り全体を、駅西口地区、宮の橋地区、大工町地区、馬場地区、池上町地区の5地区に分け、大通り全体の統一感ある景観の形成と、各地区の特徴を活かした景観の形成を進めております。

このような中、池上町地区におきましては、平成20年度から22年度にかけて、地元商店街と県・市が連携を図り、店舗のファサード整備を実施し魅力ある景観の形成が行われたところであります。この景観を保全し、より一層の景観の形成を進めるため、当地区を先行して「景観形成重点地区」に指定するものであります。併せて、屋外広告物の許可基準を定めるため、屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」を同時指定するものであります。

また、大通りの道路部分につきましても、管理者である栃木県の同意が得られたことから、「景観重要公共施設」に位置付けるものであります。

次に、「2 策定経過」でございますが、平成20年3月に、宇都宮市第5次総合計画を策定し、大通りの魅力アップを重点施策として掲げました。

一方、地元においても、「池上町通り商店街景観形成計画」を作成し、平成20年8月から、平成23年3月までの3ヵ年で、老朽化したアーケードを撤去し、「池上町通り商店街景観形成



計画」に基づいたファサード整備を実施したところです。

このような景観形成の機運の高まりを受け、平成20年10月に、地元住民組織である「大通り景観づくり検討会」を設立し、ワークショップ等を行い、平成21年3月に、「大通り景観づくりの方針」を作成いたしました。

この方針の実現に向け、平成21年7月に、検討会に関係行政機関を加え、「大通り景観づくり推進協議会」へと推進体制を強化し、ワークショップや権利者への個別訪問などにより地元の方との意見交換を進めながら、「大通り景観づくり方針」を基に、景観形成重点地区の案をまとめてきたところであります。

なお、平成23年1月に「素案の縦覧」及び「公聴会」を実施したところ、特に、ご意見はございませんでした。

次に、裏面に移りまして、「3 景観形成重点地区等の内容及び特徴」でございますが、詳細につきましては、資料1、資料2になります。

資料2の冊子は景観計画の本編でございますが、変更内容についてまとめたものが、A3版カラー刷りの資料1になりますので、資料1に基づき説明させていただきます。資料2につきましては、アンダーラインにて、今回の変更部分を示しております。

では、資料1「景観形成重点地区の指定に伴う宇都宮市景観計画（案）について」をご覧ください。

上段に大通りの写真がございますが、こちらは、将来の景観像をイメージしたものです。

左側、黄色の枠の部分は、先ほど、説明しました変更の理由になりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、「景観形成重点地区を目指す大通りの対象範囲」ですが、左下の図のとおり、駅西口地区から池上町地区の約1.6kmを対象に、現在、取組みを進めております。

次に、「1 景観形成重点地区の区域及び目標・方針」になります。

まず、「(1) 景観形成重点地区の区域」ですが、図で示した範囲になります。池上町、泉町、本町の各一部にあたり、シンボルロードから国道119号までの大通り沿道約250mで、道路

境界から両側 30m の範囲の面積約 2.3ha の区域となります。  
なお、建築物が 30m の境界線上にある場合は、建築物の 1/2 以上が含まれる建築物を対象といたします。

次に、2 ページ目に移りまして、「(2) 景観形成の目標」ですが、「宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成」を掲げております。

次に、「(3) 景観形成の基本方針」ですが、まず、大通り共通の方針を 3 点掲げております。

1 点目は、「宇都宮の顔にふさわしい、まとまり(絆)を持ち、宇都宮としての個性と魅力を備える「軸」を形成する。」

2 点目は、「県都・宇都宮のメインストリートとして、みどり豊かな歩いて楽しい賑わいのある街並みを形成する。」

3 点目は、「大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格のある街並みを形成する。」

としております。

これにより、大通り全体としての一体感ある景観を形成してまいります。

次に「池上町地区」の方針として、「懐かしさと温もりを感じる街・池上町地区」を掲げております。

これにより、池上町地区独自の個性ある景観を形成してまいります。

続きまして、「2 良好な景観形成のための行為の制限」になります。

「(1) 行為の制限」ですが、こちらが景観形成基準にあたります。

こちらの説明につきましては、景観形成のイメージをパワーポイントにまとめておりますので、資料と併せて、スクリーンの方をご覧ください。

まず、建築物の形態についての基準ですが、「大通りに面する 1 階部分には、商業店舗やサービス施設、ショールーム等を配置し、ガラス張りなど開放的な造りとするよう努める。」

「シャッターを設置する場合は、シースルーシャッターとするよう努める。」と規定し、賑わいある景観形成を目指しております。

次に、建築物の色彩ですが、「建築物の屋根・外壁の色彩は温もりのある暖色系とし、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。」と規定しております。具体的な色彩の範囲については、次の3ページ左側の「建築物の色彩基準」に示している範囲となります。

これにより、池上町地区の温かみのある景観形成を目指してまいります。

具体的な色彩誘導イメージは、3ページの図のように考えております。

次に、建築物のその他意匠ですが、「大通りに面する低層階（1～2階）の歩道から見える外壁等の一部に、大谷石を使用する。」

と規定しています。宇都宮らしい景観形成を目指しております。

また、「大通りに面する建築物のファサードの一部に、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れる。」と規定し、池上町地区の懐かしさを感じる景観形成を目指しております。

次に、建築物の壁面の位置ですが、「大通りに面する1階部分の壁面は、大通りの道路境界から後退するよう努め、緑による潤いづくりなど、快適な空間の創出に努める。」と規定し、大通りを歩く歩行者に対する快適な景観形成を目指しております。

また、「大通りに面する中高層階（3階以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と調和するよう努める。」と規定し、大通りの見通し景観を秩序あるものとし風格ある景観形成を目指しております。

次に、本地区が商業地であることから、日よけテントの基準を設けております。「大通りに面する建築物で日よけテントを設置する場合は、地区ごとに定めた意匠とするよう努める。」と規定し、地区の個性を活かしながら、地区のまとまりある景観形成を目指しております。

次に、照明ですが「大通りに面する低層階（1～2階）や広場（オープンスペース）は、ライトアップ等の夜間景観に配慮

した照明の設置に努める。」と規定し、夜間も明るく賑わいある景観形成を目指しております。

次に、設備機器ですが、「室外機等の設備機器は、大通りから直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。」と規定し、景観形成を阻害しないよう配慮しております。

次に、平面駐車場ですが、「大通りに面して駐車場を設置する場合は、大通りに面する部分の緑化を行い、工作物等は周辺と調和した色彩とする。」と規定し、大通り沿道との街並みの調和を目指してまいります。

次に、緑化ですが、「大通りに面する1階部分や広場（オープンスペース）は、花や低木等にて緑化を行い潤いある景観を形成する。」と規定し、みどり豊かな景観形成を目指しております。

最後に、その他としまして、市全域の景観計画の届出対象行為であります大規模行為に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容についても遵守するものとなります。

以上が、建築物・工作物の景観形成基準となります。

続きまして、右側に移りまして「(2) 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限」であります。

まず、共通基準としまして、屋外広告物の色彩・意匠ですが、低層階（1～2階）においては、「各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとし、賑わいや活気を演出する。」と規定し、大通りを歩く歩行者に対する賑わいある景観形成を目指しております。

次に、中高層階（3階以上）の高い位置においては、JR宇都宮駅のペDESTリアンデッキからの眺め、大通りを歩く歩行者からの見通し景観、そして、宮祭りなどの多くのイベントの舞台となることから、「地の色は、高彩度色を使用しない。」「図の色は、過度な多色使いをしない。」「過度な点滅は使用しない。」と規定し、本市の顔にふさわしい風格ある景観形成を目指しております。

ここで、高彩度色の具体的な色彩の範囲については、3ペー

右側の「屋外広告物の色彩基準」に示している範囲となります。

次に、種類別基準についてです。

まず、屋上広告物ですが、「屋上広告は掲出しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。表示内容が文字・記号のもので、地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの。」と規定し、原則は掲出を制限するものですが、商業地域でもありますので、風格ある街並みを損なわない範囲での掲出を認めるものとしております。

次に、3階以上の突出広告物（袖看板）ですが、「突出広告は掲出しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。表示内容が文字・記号のもので、地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの。」と規定し、屋上広告と同様、原則は掲出を制限するものですが、商業地域でもありますことから、風格ある街並みを損なわない範囲での掲出を認めるものとしております。

次に、3階以上の壁面広告物ですが、「表示内容は文字・記号とする。」「意匠は箱文字（切文字）とする。ただし、次に該当するものはこの限りではない。地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの。」と規定し、壁面広告の掲出を制限はいたしません。景観への配慮を定めるものとしております。具体的な色彩誘導イメージは、右下の図のように考えております。

最後に、その他としまして、上記の基準のほか、宇都宮市屋外広告物条例の許可基準についても遵守するものとなります。以上が屋外広告物の景観形成基準となります。

なお、宇都宮市屋外広告物条例の規定により、屋外広告物は許可を受けて掲出するものでありますので、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区に指定し、この屋外広告物の景観形成基準を、広告物の許可基準とするものであります。これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携及び整合性を図るものです。

スライドは以上で終了となります。

続きまして、「(3)届出対象行為」であります。種別①、②として、建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転につきましては、「建築確認が必要なものすべて」を対象としております。

次に、種別③として、建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更につきましては、「上記の①と②の対象行為のうち、変更の範囲が建築物、工作物の全体の2分の1を超えるもの」を対象としております。

次に、種別④都市計画法で規定する開発行為につきましては、「当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの」を対象としております。

最後に、種別⑤平面駐車場の新設につきましては、「すべて」の規模を対象としております。

以上が、届出対象行為となります。

次に、経過措置についてですが、3ページ左側の下のピンクの枠をご覧ください。

景観形成重点地区指定の時点で、すでに建設されている建築物・工作物・屋外広告物については、次の更新時、建築物・工作物について建替え・修繕、色の塗替えの際、屋外広告物については表示内容・デザインの変更の際に、景観形成基準が適用されます。

最後に、右側の「補足 マンセル表色系による色彩表現について」につきましては、マンセルの基本的な解説ですので、後程ご覧いただければと思います。

以上で、資料1の説明を終わります。

引き続き、諮問事項1に戻りまして、「4 景観重要公共施設」になります。

まず、資料の説明の前に、景観重要公共施設の制度について、

ご説明いたします。

景観重要公共施設とは、道路や河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を与えることから、地域の良好な景観形成の取組みとの調和を図るため、景観法に基づき、管理者の同意を得て、景観計画において「整備に関する事項」と「占用等の許可の基準」を定めることが出来るものです。

今回は、資料にありますように、景観形成重点地区と連携を図るため、大通りの道路部分を「景観重要公共施設」に位置付け、沿道と道路を一体的な空間として、県・市・地元住民が協働のもと、魅力ある景観の形成を進めるものであります。

次に、内容につきましては、管理者である栃木県と協議を行い、県の同意を得た上で、景観計画に定めております。

栃木県の同意書の写しが参考資料2になりますので、ご覧ください。

具体的な内容につきましては、資料2の景観計画の本編にございますが、特徴について説明いたします。

3点ほど、特徴を挙げておりますが

1点目が、宇都宮らしい景観形成のため、ベンチやバス停等への大谷石の活用を定めたこと。

2点目が、賑わいある景観形成のため、フラッグアーム付の照明柱の設置を定めたこと。

3点目が、まとまりある景観形成のため、道路付属物の色彩等の統一を定めたこと。で、ございます。

最後に、「5 今後のスケジュール」ですが、本議案について、ご審議をいただきまして、この後、14日に、都市計画審議会に意見を伺います。3月に景観形成重点地区等の指定の告示を行いたいと考えております。その後、6月に景観条例改正案を議会提案いたしまして、7月から改正景観条例の施行を目指しております。

なお、他の4地区、馬場地区、大工町地区、宮の橋地区、駅西口地区は、継続して取組みを進めてまいります。

以上で、議案の説明を終わります。

藤本会長	事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。
渡辺委員	景観形成重点地区の規制の仕組みのところでは、罰則や助成制度というものは、具体的にどのようなものか。
書記	<p>景観形成重点地区につきましては、景観法に基づく特定届出行為に位置付けられまして、罰則につきましては、変更命令に従わない場合は、50万円以下の罰金に処することが可能となります。</p> <p>また、助成制度につきましては、景観計画に適合するものについて、1軒につき最大工事費の3分の2かつ200万円以下の補助を予定しております。</p>
田辺幹事	<p>補足いたしますと、特定届出行為ということで、景観法におきましては、これまで、それぞれの自治体が景観についてルールを作ってきたものを裏付けるために景観法で、そのような罰則規定を設けられております。現実的には、その前の段階の勧告を中心とした枠組みの活用を想定しております。変更命令というのは著しく景観を阻害するような、万人が見ておかしいと思うようなときに、この法律が働くと考えております。通常の生活や経済活動に過度に負担がかからない範囲で景観の誘導を考えております。そのようなことから、勧告をするにあたっては、景観審議会のご意見をいただきながら行うという仕組みになっておりますので、慎重に行ってまいります。むしろ、全ての建物が協議の対象になるということで、誘導という仕組みの中で行っていきたいと考えているところであります。</p> <p>また、助成制度につきましては、細かいルールを市の方で決定しようとしております。資料にありますように「魅力ある都市景観づくり整備費補助金交付要綱」は既に設けております。具体的にどのようなものに適用するかにつきましては、市の方で詰めてまいります。</p>
渡辺委員	この罰則とは条例ではなくて法律ですか。
田辺幹事	法律で、罰則が出来るような枠組みを整備しておりまして、宇都宮市景観条例は、「景観計画に適合させるよう努めなければならない」と定めておりますので、出来るだけ誘導という形



のなかで、景観形成を図りたいと考えております。ただ、先ほどお話したように、原色の建物が大通りにできるなど、著しい場合においては、景観法の力を借りて、一段強い姿勢で臨みたいと考えております。

また、全国の事例といたしましても、景観法に基づく変更命令はほとんど例が無いような状況であります。

**渡辺委員**

罰則は伝家の宝刀かもしれないけれど、持っていないといけないということですかね。例えば、大通りに真っ赤な建物が出来たら駄目なのではないでしょうか。そういうことを考えると罰則がなくて良いのかと思ったし、そういう場合も想定されるのではないかと思ったので確認しました。

**藤本会長**

強い行政指導も必要ということですね。

**岡田(豊)委員**

この景観形成重点地区の基準はいろいろなものが盛り込まれていて、いいなと思ったのですけれども、気になった点として、建物の意匠にレトロ調のデザインを組み込んでいますが、先ほど、屋外広告物のパワーポイントで見せていただいたときに、木の看板やのれんなどを使って統一感を出すと言われているのですが、これは建物の方なのではないでしょうか、先ほど街中を歩いて、通りに旗がありました。あの旗のデザインがちょっと違う気がするのですが、その係わりや整合性は考えているのでしょうか。

**書記**

掲出していましたフラッグにつきましては、地元商店街が景観形成方針である「懐かしさと温もりを感じる街」をイメージして、地元商店街の方でデザイン案を検討し掲出していただいたところですが、こういったフラッグ類につきましては、地区指定後は、届出や許可申請の中で、デザイン等についても、こちらの方針や基準に合うよう審査していきたいと考えております。

**赤羽先生**

地区ごとにデザインを決定されたというお話ですが、例えば駅から1マイル、池上町、馬場、大工町、宮の橋、駅西口、それぞれの地区で、今後、デザインをイメージしていくのでしょうか。

大通りは微妙な曲線です。道路自体もなだらかな傾斜があり

ます。こういった起伏を生かしたデザイン，例えば，敷石についてもそうですが，定形の正方形の形ではなく，不定形の曲線を活かした大地にあったデザインのような，トータルなイメージで考えられるのか，それとも，それぞれの地区で，うちの地区はこうだと，敷石はこうだという形になっているのか，統一的なイメージが見えてこないのか，その辺りはどうなのでしょう。

田辺幹事

今回，池上町地区がまとまりまして，池上町だけの決定ということでご説明いたしました，大通り全体の基準といたしまして，ほとんどが大通り全体としての合意を得ております。池上町だけの基準といたしましては，「懐かしさと温もりを感じる街」というのが，地区での合意の方針だったものですから，マンセル値を暖色系にするという部分と，レトロ調のデザインを採用したいという2点だけは池上町ですが，その以外の基準につきましては，全地区で合意されております。市としては全地区を大きくかけて細かい部分を後から追加というやり方と，確定した池上町地区だけをかけるというやり方で，どちらか悩んだところなのですが，現実的に看板の部分で商業地域での合意がまとまりきれなかった部分がございますので，今回池上町地区を先行して指定していきたい。今，先生がおっしゃられた地区ごとのものにつきましては，上乘せのような形でそれを採用していきたいと思っておりますので，それについては，例えば地形的な曲線の採用などについては，今後も，地域に入ったときに提案し検討した上で，位置付けられればと思います。

赤羽委員

さきほどタワーから街を見せていただきましたが，3階以上はマンションですね。そうしますと，壁面だけでなく窓のカーテンやブラインドも重要です。欧米などでは色彩なども統一する。個人が自由に選んだカーテンなど外から見えるわけです。そのときの色彩をイメージしたとき，あれだけ大きなビルですから，2階建て，3階建ての建物より，はるかにシンボリックに見えるわけです。窓の色彩が今後どうなっていくのだろう。もう少し詳細までつめることはあるのではないかと，雑感として感じたところです。

藤本会長

他にございますか。

2点ほどあるのですが、1つは、良好な景観形成のための行為の制限ということで、その中の、建築物の形態意匠の「大通りに面する低層階の歩道から見える外壁等の一部に、大谷石を使用する。」とありますが、ここで大谷石と言いきっていますが、我々が通常考える大谷石は、良いイメージで宇都宮にとっても特産物ですから良いアイデアだと思うのですが、大谷石というだけではいろいろな品質のものがありまして、掘り出して貼ったら、すぐに変色したというようなものを目にしているわけですが、この趣旨から言って、大谷石に限定していいのか、もう少し言えば、大谷石という言葉は、全ての凝灰岩の総称としてこの地区では使われていますけれども、昔流に言えば、田下石もあるし、新里石もあるし、深岩石もあるし、徳次郎石もあるし、そういう品質も一緒くたにして、大谷石というだけで扱っていいのかどうか。もちろん、今は大谷石の表面に撥水剤をかけることによって品質の劣化は防げる訳ですが、そういったことも含めて、大谷石という言葉を使う意味は分かりますが、慎重にお願いしたい。他の形態意匠については、何々に努めるといった表現になってはいますが、この部分だけは、場所も含めて、大谷石を使用するとなっていますので、その辺りを配慮して、意とするところは、こんなものだというニュアンスがあっても良いのかなと思いますので、検討していただければと思います。もっと言えば、大谷石に似せた擬岩のようなものだって、大谷石を感じることが出来る訳ですからね。そういうことが一点です。

もう一つは、委員長の配慮で、今日のように現地を見て回るのには良いなと思ったのですが、景観形成の基本方針の中に「大通りの歴史や文化を活かし、落ち着きと風格ある街並みを形成する。」とあり、これは非常に素晴らしいと思うのですが、では具体的に基準の中で、どこに歴史や文化が出てくるのかと思いつながら、見て歩いてきたのですが、例えば池上町の坂がありますが、あそこは昔から朝日坂と呼ばれていた訳でして、今、ブロックが貼られて滑りにくく大変良いと思ったのですが、そういうところに、例えば、芝のようなものを一部分だけ張るとか、大谷石を貼って、その間に芝を張るなどして、これはなんだろうと思ったときに、これは昔の朝日坂を表しているイメージなんですよとか、赤羽先生が言われたことと通じるところがあるかもしれませんが、言葉だけでなく、そういうものを市民に提供するというのも景観として非常に大切なことではないかな

と、歴史を感じさせるということ、こういうものが良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

**藤本会長**

ちょっと事務局の方に確認をしておかなくてはいけないと思うのですが、景観形成の基本方針はメインストリート、1マイル全体の基本方針ですね。その次の行為の制限のところ。これは大通り全体のことなのか、それとも池上町バージョンなのか、そのところが、少しはっきりしていないので、大通り全体で合意を得ているという部分と、大谷石にしる、レトロ調にしる、これも、かつて、住民との会議でも議論になったところだと思うのですね。ただ、池上町ではそれで合意したということであれば、それは池上町バージョンですよということにしておかないと、1マイル全部がレトロ調で、レトロ調に解釈もペジメントだとかコーニスだとか、そういったもので統一されるのはちょっと違うなと思うので、その辺りの住み分けというか、はっきりしておいた方が良さそうですね。

**田辺幹事**

会長のご指摘なのですが、全体の部分と池上町固有の部分があるのですが、景観計画の基準として定めた場合に、どうしてもそれが働くことについて池上町地区という形で定めていく形になりましたので、合わせた形になっていまして、順次、23年度以降、残りの4地区につきましても、速やかに続けていきたいと考えております。全体の方針の中で、その謳い方としまして、池上町以外については、景観形成重点地区の規制となってしまうから、その記載方法は、仕組み上、難しい部分がございますので、この3つの方針に関しましては、全体にかかっています。ただ基準については、池上町だけという使い分けがございますので、そこは解説なり、入れ方としてももう少し工夫が出来るかどうか検討してまいります。市としても、これまで、協議会の中での議論は、さきほど暖色系とレトロ調以外は、大通り全体の基準として、考えられておりますので、市としても、そのように捉えております。今後の大通り全体の方針は、当然、動かさず、そこに各地区の特徴がさらにのれば、それをのせて重点地区の基準としてプラスしていきたいと考えております。おっしゃられたとおり、全体のベース基準などは決められており、その記載が曖昧に見えてしまうところは欠点だと思うのですが、条例化するときにはエリアを指定するものですから、今、継続中の区域は、これから固まりましたら地区が増えていきま

す。できれば残り4地区はまとめて、早い時期に全体がつながるような取組みを進めていきたいと思っております。

それと、岡田先生からご質問の大谷石の解釈ですが、大谷石は宇都宮の地場産材であり、宇都宮のブランドということで、大谷石という言葉が協議会などでもさかんに使われておりますが、深岩石とか長岡石とか、大谷石に似た石につきまして、それを否定しているという考えは全くありません。大谷石と同じようなものについては、補助の対象とも考えております。宇都宮のブランド性、宇都宮の個性を出すという意味で、それらを総称して大谷石という言葉を使っていますので、運用上、その違いを分けていくのではなく、一体的に扱っていくというのが市の考え方です。また、地元の方もそのように理解していると考えております。

橋本委員

私、サイン関係の者です。屋外広告物の基準についてですが、企業にはコーポレートカラーがあるかと思えます。足利銀行はブルーに白とか、栃木銀行ですとグリーンに白とかは非常に大切ですけれども、それが逆転して白字にブルーの文字、あるいは白字にグリーンの文字、そのほうが簡潔でだいぶ表情が変わってくると思うので賛成なんですけれども、たとえば、クライアントから「それじゃあ製作はだめだよ。」ということになったら、われわれはどのように対処していけばいいのか。

それとあとひとつは、屋上看板や突き出し看板に関して、クライアント側がよく採用しているのはガラスに貼るフィルムとなっています。要するに、ガラスにフィルムを貼るっていうことは、非常にサインのコストが安くなります。電気をつければ全体がサインになるため、非常にコストを安く仕上げるためにはガラスにも貼ってしまうこととなります。ですから、ガラスの広告に関して謳っていないため、これからかなり増えてくると思われれます。すると、大きなメディアが、ガラスがサインになってしまいます。あと、業者に頼むくらいでしたらいいのですが、ご自身でカラーコピーをやって、非常にビルはすばらしいんですけども、全体から見ると非常にイメージが悪くなることが多いです。

最初の質問に戻りますと、クライアント側から「それじゃあだめだ。」といわれると、我々はどのようにしたらいいのか。

田辺幹事

今、実は残りの地区につきましても、広告物の今の取り扱い、

又は、テナントビルなどのビル業などを行っている方の関心は非常に高く、そういう規制によって床がうまらないのではないのか、といった問題があり、なかなか決まらないところがあります。これにつきましては、市のほうも苦慮しているところがあるところ、正直なところでありまして、他市の事例なども参考にしながら、さらに、良好な事例は関西の方にたくさんあり、協会のほうで事例集を作りましたので、そういうものを活用しながら、さらに理解を得られるように話し合いを進めてまいりたい。特にコーポレートカラーとはいってしましても、コンビニさんですとか銀行さんですとか、現実に逆転した事例がたくさんございますので、それが十分に周知されていない部分もあるので、そういうものを活用しながら、今後議論を深めて、できるだけ商業地域であっても色の統一といいますか、周辺と色の調和みたいなものは、目指していきたいという風に考えています。

**橋本委員**

ひとつ教えていただきたいのは、那須地区ですと、ダークブラウン、茶色に白、セブンイレブンでも何でも茶色に白だによってことで、全体がそうなんですけれども、見た感じ非常に寂しい感じもいたします。だから、非常にミスマッチが難しいところだと思われま。

**田辺幹事**

先ほどの補足といたしまして、岡田先生のお話の中で「大通りの歴史や文化を生かし、落ち着いた風格のある街並みを形成する」にどういった対応をするのか、といったご質問だったと思うのですが、市の方で考えているのは、3階以上の屋外広告物に関しましては、高彩度色を使用しないということで、風格というものは遠景といいますか、賑わいは1、2階で、そして、風格という都市の景観としては、3階以上での落ち着いた形というものが、この風格に合致するような基準として捉えております。

また、歴史と文化につきましては、大通り地区に関しましては二荒山神社ですとかおよりの鐘ですとか朝日坂などという特徴もありますので、そういう所につきましては特に誘導の中でも配慮していきたいという風に考えております。

**梶原委員**

景観形成基準の中に、レトロ調のデザインを取り入れるというものがございますが、これが、どういうところから出てきたっていうのは、ご説明でメインストリートにふさわしい風格と

魅力のある景観の形成，あるいは，池上町地区で言えば懐かしさとぬくもりを感じる街といったことだと思うのですが，実際にそれがこういうことにつながっていくということが，どういった風に行っていくのか見えてこない。実際，未来の宇都宮の街がどういう風なイメージに創っていきたいのかという全体の構想があって，あるいは住民の方の思いがあってということとまとまっているのか，その辺の経緯のほうは，私の方が知らないということもあるのですが，その辺のことは実際はどうなのかということ。あるいは，歴史とか文化ということと，こういうことがどういう風につながっていくのか。実際，レトロ調といったときに，イメージするところのレトロ調というものには人それぞれかなり幅がある。あるいは，ある意味だと非常に狭い部分もある。西洋風であったり，一時期のものであったりして，それが宇都宮の大通りの歴史と風格に本当に合致しているのか，といった危惧は多少あります。そこはいかがでしょうか。

#### 書記

これまでの基準ができてきた経緯なのですけれども，先ほど説明の中で経緯があったのですが，特にレトロ調のデザインや暖色系につきましては，池上町の商店街でファサード整備をやるにあたって，景観形成計画というものを作成いたしまして，今回の基準としては，そういった住民の取り組みで処理された景観ですので，それを保全していこうという方針で今回定めたところでは，そちらについては，冊子がございますので回覧させていただきますと思います。また，大通り周辺のイメージ像につきましては，大通り景観づくり検討会の中で，大通り景観づくりの方針と言うことで，大通りの地元の方とのワークショップや意見交換で作った将来イメージがこちらにございますので，こちらも回覧してご覧いただければと思っているのですが，将来のイメージ像としては，大きくは資料1の写真にあるような形で，色彩ですとか，緑化，フラッグ，日よけテントの統一や賑わいの創出と遠景からの眺望による風格づくり，こういったものが大きな将来像のイメージ像として捉えているところでございます。

#### 田辺幹事

補足であります，宇都宮のワンマイル計画でありますけれども，やはり県都としての軸というものを大事にしております。例えば，将来像といたしまして，明確な鎌倉の古都ですとか，

栃木の蔵の街ですとか、そういう特徴を宇都宮が持っているかといいますと、そういう風なものまではなかなか一般的な合意とか動きがないのかな、と思われます。県都のメインストリートとしての風格というのが大きな位置づけかなという風に捉えております。それと、潤い、1、2階に着きましては賑わい、それと上層部につきましては遠景としての落ち着きや風格というものが将来の目指していくものかなと市の方でも捉えていまして、その中に、唯一先ほどあった大谷石みたいなものが宇都宮の個性として出れば、大通りの軸としての位置付け、プラス個性という風に捉えているところであります。また、細かい規制については各地区の生活している方、また、所有者の方などの合意で統一感のできるものとして、レトロ調というものもその中で出てきた、という経緯でございます。

**梶原委員**

ありがとうございます。大通りということである程度見えているところもあると思いますが、宇都宮というと、宇都宮のまち全体のイメージにどういう多様性を持たせるのか、統一させていくのか、あるいは、東口の作り方とどちらかを整合させていくのか、という目指すところがあってですね、街並みが形成されていくものだと思うんですけども、その辺のところも明確なところはあるのでしょうか。

**田辺幹事**

この件に関しては、例えば方向、方針として拠点という言い方をしておりますが、第5次総合計画で言う都心拠点、また、都市計画マスタープランで言う都市拠点、景観計画で言います都心部ということで、それぞれにまたさらに少しブレイクダウンしたエリア計画としては中心市街地活性化基本計画、さらには、現在策定しようとしています中心部の総合再生計画、再開発を中心とした計画ですが、そうしたところに少しずつエリアごとの具体性のイメージは記載してございます。役割としてはやはり、駅東口は新たな交流拠点というようなイメージで区画整理事業を行いまして、今は立上がるべき建物が暫定事業となっておりますが、東口のイメージは交流とか最先端の東側のゲートシティみたいなイメージ。西側も同じように西口についてはイメージを創っております。また、大通り、二荒山、東武の駅を結ぶところは、業務と商業の中心地というような位置付けを持ってありますが、それが設計図としてあるかということ、それはこれからの事業とか民間誘導ということになるので、そこ



まで明確なものは行政の方にはありませんが、そういう機能、イメージとしてのものは、各計画に位置付けしてございます。

小花委員

まず二点ございます。一つ目は、日本の国家のお話になりますが、宇都宮市を国の地方都市、ただきれいにするということになる、ほかの地方都市との差別化もできないので、宇都宮らしさを出していくことが重要だと思ひまして、それには各地区の特長を生かしたまちづくり、つまり宇都宮の一本通ったものが、ですが宇都宮にはジャズのまちや、自動車のまち、餃子のまち、二荒山神社、松が峰のような洋風のものとか、いろいろなものが混在していて、それがひとつの魅力だと思うのですが、そのため何かひとつに絞るとするのは難しいんだと思ひます。そのため、その辺のこうとは今はなかなか決められないと思ひるので、これからこういった方向に向かっていくかは決めていただきたいと思ひのですが、とりあえずは景観計画をやる上で、宇都宮は連続性があるというところを見せる手段として、安易かもしれないですが、例えば公共物ですとか道路景観などで、決めたイメージカラーみたいなものをつくって、そこだけはいつでも統一したものにしていくということも、連続性を出していくひとつのアイデアになるのではないかと思ひ提案させていただきます。

もう一点ですが、最近宇都宮市は「自転車のまち宇都宮」といったところに力を入れていると思ひますが、特に大通りなんかは自転車が非常に多いし、学生たちの自転車があまりにも多く、お年よりも多いのですが、計画を見ると自転車に関することに触れていなくて、まちの中も駐輪している自転車でとても景観を壊して、そのわりに、自転車を停めるところがなくて、停めてはいけないスペースが指定され、みんなが変な場所に停めていて、駐輪場を整備していくときに大谷石などを使って整備していくとともに、歩行者と自転車の事故も大変多いので、その辺の棲み分けがしていけるようなかたちを特に宇都宮市では必要なのではないかと思ひます。

藤本会長

メインストリートなので、交通機関や交通施設との関係、そういったものも大切だと思ひます。

他にいかがでしょうか。行為の制限ということについて、パワーポイントで見ていただいた基準について、まだ議論の余地があると思ひますが。

上田委員

2点あるのですが、全然違う話になってしまうかもしれないのですが、大通りのところの街路樹が気になってしまうのですが、街路樹についてはまったく言及されていないのでしょうか。今、トチノキがありますよね。県庁前のところなんかはそのままの情景で残っているのですが、大通りのほうは強剪定されてしまっていますよね。メインストリートとして、緑のボリューム感が非常に少ないのがちょっと寂しいという気がして、風格ということを用いるのでしたら緑のボリューム感が大切ではないのかなと思っているので、その辺はいかがでしょうか。

もう一点は、先ほどから歴史の話が出ていますが、歴史ということで、駅東にも柳田街道のような大きなメインストリートがありますが、西側と東側との大きな違いというものは、東側はまっすぐですけれども、西側は曲がっています。そのことは非常に分かりやすく目に見えるもので、宇都宮の履歴が分かるものだと思います。以前は、奥州街道というものが曲師町のところで引き返していましたよね。それは、三島通庸さんによってまっすぐになり、そういう部分があるから曲がりなどが残っていると思うのです。その辺が一番目に見て分かりやすい部分というものは表していく、すぐには思いつかないのですが、そういう要所要所、アイストップになるようなところに、それが分かるような何かしらの工夫があっているのではないかと非常に思いました。

栗田幹事

緑についてお話がありましたが、宇都宮市の方では「緑の基本計画」というものを取りまとめております。その中で、特に中心市街地については緑が少ないと指摘されておりますので、それを今後どのようにして緑を増やしていくかというようなことについて検討しているのですが、その中で、緑視率という指標を設けております。緑視率ということで、ある交差点からある方向を向いて、そこに今どのくらいの緑があって、将来どのくらいに増やしていったらいいだろうか、10年とかそのくらいの計画になるのですが、緑について、具体的にどのようにしようかなどは決まてはいないので、漠然と目標値として、30%、40%という風に緑視率を高めていきたいと思います。ということで、大通り沿いについては検討しています。その中で一番問題になるのは、鳥の問題がございまして、巢を

作るなどして大量に鳥が来てしまいうるさいというようなことがあって、強剪定したりしているところもあるのですけれども、木の剪定については議会の方でも取り上げられることが多くて、できるだけ強剪定しないようにやっていきましょう、というようなことではあるんですが、一方で鳥の話であったり、落ち葉の話等があるものですから、非常に難しいところがあります。ただ、我々としては緑を増やして行きたいという方向では動いているところであります。今回、こちらの方の景観計画の中ではあまり触れられてはおりませんが、一部載せている所はございますが、動きとしては「緑の基本計画」の中で担保していきましょう、という動きがあることはご説明させていただきました。

#### 田辺幹事

街路樹についてですが、最初は概要で説明しましたが、資料2本編58ページをごらんいただきたいと思うのですが、こちらは景観重要公共施設ということで、これまで県と協議した部分ではあります。先ほどの道路の部分として景観形成のときに潤いを感じる緑の配置ということで、ここで概要についても触れております。高木で形成するというようになっておりますので、街路樹につきましても、最初は小さいかもしれませんが時間がたてば成長するということが、植栽枘につきましても常緑の低木とか、花などの植栽に努めるということで、今後、緑も十分に配慮していくということで、県と一体的に緑の確保に努めていきたいと考えております。

#### 井澤委員

今話題になっております県庁のところのトチノキと、大通りのトチノキは全て土木事務所の方で管理しております。ここでははっきりと申し上げますと、県庁前のトチノキは異常な大きさなのです。高梨様がいらっしゃられないのですが、あれはあの空間の中にあれだけの木が生えているというのは異常です。それは異常ですが、栃木県はまさにマロニエなんで、あれは完全なシンボルです。だから維持管理費は、実際はいとめをつけていないのです。あれでやったら栃木が破産するのです。ですから、あれは栃木県のシンボルとしてのトチノキなので、あれは異常に大きいです。大通りは30m.あります。歩道は4.5メートルあります。さきほど自転車の話が出ましたが、4.5メートルでは狭いのです。もっと広げたいのですけれども、広げるわけにはいかないのです。トチノキの話なのですが、今日は

高梨会長がいらっしゃらないので私が代弁いたしますが、剪定の仕方について造園協会の方で新しいマニュアルを作りつつあります。そこで、強剪定して樹形がおかしいのではないかと、というご批判があって、全部で栃木県は8業者に委託しているのですが、今年からマニュアルを統一いたしまして、形を整えようという方向にいたします。大通りも適正な高さ、適正な葉張り、適正な形にしようということで2、3年かかるのですけれども、たぶん5年後になったら栃木県宇都宮市の大通りの街路樹は日本一だ、と言われるはずですよ。そして、お金は一緒なのですが、造園協会が一生懸命やっております、たぶん数年後には宇都宮市をやっているものもたぶん変わると思います。そして、大通りの木は県庁みたいにあのように大きくはなりませんから。逆に、大きくしてしまうと手に負えなくなります。

もうひとつ余計な話をさせていただきますと、落ち葉拾いが大変なのです。本当はお店の方が拾っていただければなんてことではないのですが、あれを拾うとなると相当のお金がかかります。それは適正な大きさにしておけばそれなりの量しか落ちませんので、ここにいらっしゃる委員の先生方にご理解いただいて、何かあったときには聞いていただきたいと思います。ただ、あと3、4年すればこの大通りの樹形も形がよくなってくると思いますので、ぜひご期待いただきたいと思います。

#### 梶原委員

話が広がりすぎてしまったのですが、今度の行為の制限ということで、非常にムラがあると思うところは、レトロ調のデザインというところで、どういったものがレトロ調と判断されるのか、あるいは、オリジナルのデザインをされているのだけど、チープなレトロ調の何かを付ければレトロ調なのかという、少し言い逃れのような、実はクオリティも良くなっていないような、そういう方向にいかないとも限らないかなと感じます。今、ちょっと見ていただきたいのですが、大通り景観づくりの方針を見ていただきたいのですが、その中の池上町ですが、その部分で和モダンデザインファザードという例があって、その隣にレトロ調デザインファザードというものがあるのですが、和モダンデザインファザードだといけないことになっているか、そういうデザインの幅がどう軽減されるのかというところが一番危惧される場所ではないかと思っております。

#### 書記

こちらのレトロ調のデザインにつきましては、あまり限定を

しているわけではないのですけれども、ガイドラインの方針、また、池上町地区で作成しました今回ファサード整備に当たっての更新にありますような、どちらかといえば洋風なレトロ調なデザインというものを商店街の統一した考え方として今は持っているところではあります。その具体的などういったもの、どういったデザインの要素を入れたものがレトロ調のデザインになるかというところが一番難しいところになると思うのですが、それについては先ほどのパワーポイントや現在お返ししております池上町地区で作成した景観形成の計画のようなページメントやコーニスなどを取り入れたものを、今後レトロ調のデザインを採用した建物ということで考えていきたいという風に考えているところでございます。

梶原委員

それと、先ほどの和モダン的なデザインをやりたいといった場合は、これでは認められないので変えてくださいというような話になります。

書記

基準化するにあたっては、そこまでの規制を設けることは現在のところ予定してはおりません。あくまでも、若干レトロ調懐かしさ感じるような要素であるといことであれば、お店の扱っている商品などにもよると思うのですが、和風なお店、あるいは洋風なお店などがそろっていてもいいのではないかと、というある程度混在した部分もあるとは思うのですが、それがまちなみ全体として懐かしさを感じさせるようなものであれば、このレトロ調デザインに該当するであろうということと考えております。

梶原委員

今のお答えは分かるのですけれども、決まりとしてレトロ調ということやっってくださいということになってしまうと、言葉が1人歩きして、どうしてもこういうことをしていかななくてはならないのか、というふうになってしまうのではないかと気がするのですが。

田辺幹事

先ほどの大谷石のとこと似たようなご指摘だと思うのですが、運用上、書いてあることが、直線的というか感覚的の非常に高いハードルのような捉われ方をしないような運用や説明を盛り込んだ補足等を用意しまして、まずは時間をかけて、市の方も一気にこれができるとは考えておりません。先ほどいった

ように、既存不適格であり、今ある建物については適用にならないものですから、あくまで改築や新築などにおいてそういう方向を目指そうというものなので、なるべくこのエリアの方には運用上の手引き的なものの中で、そういう中で説明をしていければという風に考えております。その、デザイン意匠の施主の意向を大きく変えるようなことを景観計画が規制するというような趣旨はあまりなくて、あくまで調和といいますか、隣と周辺、ブロックとしての調和のとれるというところが大きな方向としてありますので、そういうような運用が図れるように、今後も地元の協議会の中でも、そういう点について話をしていきたいと考えております。

**岡田(豊)委員**

今の、梶原様のおっしゃることと併せて言わせていただきたいのですが、大通りを一体化していったときに、この表現の仕方をもう少し考えていただきたいと思ったのですが、「ここがレトロ調のデザインを希望しました。じゃあ隣が斬新なデザインにしたい」っていえばそれでいいのでしょうか。だから、それを考えて、この表記の仕方にもっと幅を持たせるようなものにしたほうがよろしいのではないのでしょうかと思うのですが、そのレトロ調というものが何をもち、ということが皆さん疑問に思っているところなのですし、大通りが宇都宮市の本当にシンボルなのに、懐かしさのためだけのレトロにしちゃってよいのかなというところもあるとおもいます。東京の人が来たときに、その中にも品のある上品さのある最近の斬新さがあってもよいと思いますし、そういう表現をさせるのがこれからの街なのではないのかなと思うので、あまりこのような懐かしさを感じるレトロ調が書かれていると、どうしてもそれが前面的に出てきて、そのようになってしまうのかなと、私の頭の中も「レトロ調ねえ」という風になってしまいます。基本的には大変賛成ですし、反対はいたしません、そうなのかなというのが私の意見であります。その辺の融合性というか、将来性をぜひ盛り込んでいただければと思います。

**田辺幹事**

先ほど会長からご指摘があった全体のレベルと地区レベルを混在しているので、非常に誤解といいますか分かりにくいというご指摘がそのままのご意見になってしまうのですが、全体としてレトロ調という文言を捕らえているということではありません。地域の方が、ワークショップやファサード整理の計画を

したときに、地域の人々がそれを選んだといいますか、そういう方向にしたいという流れを担保する意味でここに記載しているというのが実情でして、他の地区もレトロ調かといいますと、そういう思いが他の地区にはまだそこまで明確に意思表示がないという状況であります。そういったことですから、計画とは別に運用などいろいろ変えていく中で、はっきりと分かるように補足といいますか、説明資料の中で誤解のないような形をとればなというふうに思います。レトロ調のものについては、市の中でもここに記載するにおいて、今ご指摘となって様な議論はたくさん出ました。では、形は何をもってレトロ調というのか。どこがそうかというのはあるのですが、どうしてもこの言葉を池上町地区の方が使いたいというような経緯もありますので、そこについてはあえて載せてあるのですが、先ほどいった運用上の中で、その誤解がないように。また、全体としてそれが及んでいるのではないというのも付記していきたいと思っておりますので、そのように考えていただきたい。

藤本会長

だいたい議論が出たと思うのですが、レトロ調のところ意見が集中しておりますけれども、他にも議論の余地があるかと思っておりますけれども、時間もかなり経過しておりますので、諮問されておりますので答申したいと思っております。

今回はこの池上町に関しての景観計画ということで、異議なしということをお願いしてきましたが、けれども、こういうような意見があったということは残しておいていただく形でいかがでしょうか。

改めて伺いたしますが、この諮問事項の「1 宇都宮市景観計画の変更（案）」につきましては、「異議なし」ということでよろしいでしょうか。

全委員

はい。

藤本会長

それでは、異議なしとして答申いたします。

以上で本日の議事は終了致します。

## <6. その他>

藤本会長

続きまして、「6. その他」の事項に入ります。  
事務局より何かございますか。

書記

はい。事務局から2点ほど、ご報告があります。

1点目は、白沢地区における景観形成重点地区の指定に向けた取組についてであります。

2点目は、景観審議会の市民公募委員についてでございます。

それでは、白沢地区の景観形成重点地区の指定に向けた取組につきまして、ご説明いたします。

報告資料2をご覧ください。

まず、「1 事業の目的」ですが、白沢地区には、旧奥州街道の第一の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残され、また地区住民が歴史や自然を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでおり、この取り組みを景観の面からも支援し、歴史性のある「趣き」を感じさせる景観の創出を図るため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」の指定を目指すものであります。

次に、「2 取り組み経過」ですが、平成21年8月に、地元組織である「白沢地区景観づくり検討会」を設立し、住民アンケートや住民ワークショップ実施し、平成22年3月に「白沢地区景観づくり方針」を作成しました。この「白沢地区景観づくり方針」の実現に向け、平成22年8月には地元組織に関係行政機関等を加え、体制の強化を図り、「白沢地区景観づくり推進協議会」を設立し、住民説明会や住民ワークショップを実施するなど、地元住民との意見交換を進めているところであります。

次に、「3 今後の予定」ですが、平成23年度は、景観形成重点地区の指定に向けた取組みを進めていく予定であります。

なお、資料の下段には、白沢地区の位置及び白沢宿のまちなみの写真を掲載しております。

以上、白沢地区における景観形成重点地区の指定に向けた取組について報告を終わりたいと思います。

書記

続きまして、2点目の「景観審議会の市民公募委員について」報告いたします。



景観審議会の組織については、宇都宮市景観条例施行規則に、学識経験者、関係団体関係者、関係行政機関、市長が必要と認める者と定められています。現在、他の審議会につきましては、市民の意見を取り入れる傾向が比較的多いという中で、平成21年12月に景観条例施行規則の改正を行ったときにあわせて、市民公募委員の追加を検討してきたところです。市民の意見を取り入れていく上で、審議会の中に、市民公募ということで2名ほど、定員としましては17名以内と組織を改正しましたので、市民公募の導入ということをご報告させていただきます。今後のスケジュールですが、5月31日をもって審議会の委員の改選時期ということもありまして、現在の今後のスケジュールといたしましては、今年の3月1日から3月31日までの1ヶ月間を募集期間ということで、一般の方に関しましては景観に興味のある方、考え方をもっている方に募集をしていく方向で考えておりまして、応募用紙等につきましては、市の都市計画課、各地域センター・市民センター等に応募用紙をおきまして、また、3月号の広報うつのみややホームページに掲載をいたしまして、募集の方を考えております。選考方法といたしましては、小論文、面接等を行いまして、4月下旬までには公募委員を決定いたしまして6月の改選に合わせまして、市民公募委員の追加を進めていく予定です。以上、ご報告させていただきます。

藤本会長

事務局からの2件の報告がありました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

では、この点については特によろしいですか。  
最後に、委員の皆様から何かありますでしょうか。

## <7. 閉会>

藤本会長

それでは、これをもちまして第4回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

終了